

地域計画

策定年月日	令和7年3月21日
更新年月日	()
目標年度	令和14年度
市町村名 (市町村コード)	湯河原町 384
地域名 (地域内農業集落名)	第2地区 (鍛冶屋・吉浜・川堀地区)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	144.8 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	144.8 ha
② 田の面積	0 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	84.5 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	13.88 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	16.8 ha
(参考)区域内における70才以上の農業者の農地面積の合計	49 ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	27.8 ha
(備考)	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。
 2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。
 3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。
 4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。
 5:(参考)の区域内における70才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。
 6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

本町の農地は傾斜地の柑橘類樹園地が多くを占め、地形的に他の農作物と違い農地の集積・集約化が困難であり、農業経営の機械化が進まない状況である。
 また、柑橘類の経営が厳しいため、70歳以上で後継者なし(41.1%)の農家が多く、将来、荒廃農地となることが危惧され、その農地の受け手となる新たな担い手(若手新規就農者)の発掘・育成・支援が必要である。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

・地域内のほとんどが山間地であり、大規模な基盤整備は困難であることから、地域の特産物であるみかんを維持し、農業後継者や地域内の担い手への集約が難しい場合には、新規就農者を受け入れ、有機農業の導入も検討する。
 ・集約化を進め、地域外から希望する認定農業者や認定新規就農者を積極的に受入れ、認定新規就農者以外の新規就農者等の受け入れも検討する。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
担い手(認定農業者、認定新規就農者)への農地の集積・集約化を基本として農地バンクへの貸付けを進め、担い手の農作業に支障がない範囲で農業を担う者等により農地利用を進める。			
(2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	0	%	将来の目標とする集積率
			5 %
(3) 農用地の集団化(集約化)に関する目標			
担い手の不足により農地の集約化が進んでいないため、地域外から積極的に担い手を受け入れる。			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積・集団化の取組
現状の農業を持続するためには、農家資格(耕作面積等)の規制緩和による新規就農者を発掘するとともに、若い後継者が隣接する農地や耕作しやすい農地を中心に規模を拡大し、農地の集積・集約化を図る。
(2)農地中間管理機構の活用方法
農地の集約化を進めるため、農地中間管理機構を活用し、新たな担い手への賃貸等を進める。
(3)基盤整備事業への取組
農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、広域農道の整備を推進し、完成を目指す。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組
県オレンジファーマーや県農業アカデミー等の関係機関と連携し、みかん等の果樹の担い手を積極的に受け入れる。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の取組
農作業委託については、今後地域で取り組むことを検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨その他	

【選択した上記の取組内容】

町鳥獣対策協議会との連携により有害鳥獣による農業被害を軽減するため、捕獲活動を支援し、農作物被害の拡大や人的被害の発生防止に取り組む。
また、耕作放棄地の削減や捕獲体制の構築等に取り組む。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和16年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	備考
認農	A	果樹・その他	3.05 ha	0 ha	みかん・中晩柑	3.15 ha	0 ha		
認農	B	みかん・中晩柑	0.5 ha	0 ha	みかん・中晩柑	0.5 ha	0 ha		
認農	C	みかん・中晩柑	2.06 ha	0 ha	みかん・中晩柑	2.06 ha	0 ha		
認農	D	みかん・中晩柑	1.2 ha	0 ha	みかん・中晩柑	1.4 ha	0 ha		
認農	E	花き・みかん・レモン	1.6 ha	0 ha	みかん・中晩柑・野菜	1.6 ha	0 ha		
認農	F	果樹・野菜	2 ha	0 ha	みかん・中晩柑	2 ha	0 ha		
認農	G	みかん・中晩柑	0.4 ha	0 ha	果樹・その他	0.4 ha	0 ha		
認農	H	みかん・中晩柑	0.61 ha	0 ha	みかん・中晩柑	0.8 ha	0 ha		
認農	I	果樹・野菜	0.82 ha	0 ha	果樹・その他	1.17 ha	0 ha		
認農	J	果樹・野菜	1.5 ha	0 ha	みかん・中晩柑	1.5 ha	0 ha		
認就	K	柑橘	0.71 ha	0 ha	柑橘・アボカド・野菜	1 ha	0 ha		
	L	果樹・野菜	1.3 ha	0 ha	果樹・野菜	1.3 ha	0 ha		
	M	果樹・野菜	0.25 ha	0 ha	果樹・野菜	0.25 ha	0 ha		
	N	野菜	0.17 ha	0 ha	野菜	0.17 ha	0 ha		
	O	野菜	0.07 ha	0 ha	野菜	0.07 ha	0 ha		
	P	果樹	0.48 ha	0 ha	果樹	0.48 ha	0 ha		
	Q	野菜	0.3 ha	0 ha	野菜	0.3 ha	0 ha		
	R	果樹	0.9 ha	0 ha	果樹	0.9 ha	0 ha		
計	18経営体		17.92 ha	0 ha		19.05 ha	0 ha		

注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業体(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。

2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。

3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。

4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。

5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。